

尖閣諸島沖漁船衝突事件への対応と民主党代表選挙に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年二月十八日

佐藤正久

参議院議長 西岡武夫殿

尖閣諸島沖漁船衝突事件への対応と民主党代表選挙に関する質問主意書

平成二十三年二月十六日に開催された衆議院予算委員会において、公明党の富田委員から尖閣諸島沖における漁船衝突事件に関連して、日中両国のさまざまなレベルでの対話ルートの重要性について指摘されたことに対する答弁で、菅内閣総理大臣は「あの事件が起きたとき、これは余り申し上げてはいけないことかもしれないませんが、確かに民主党の代表選の渦中にあつたことも多少の影響があつたかもしれませんが」と発言した。

このような外交上極めて重大な事件に対して、政党内の権力闘争の影響で、同事件への対応が不十分であつたとしたら、誠に遺憾であり、現政権は政権担当能力が欠如していると指摘せざるを得ない。

右の点を踏まえ、以下質問する。

- 一 菅内閣総理大臣が衆議院予算委員会において発言した「多少の影響」とは、如何なるものか。時間的または物理的なものか、それとも民主党代表選に立候補していた小沢一郎衆議院議員との対中国政策の相違点か、詳らかにされたい。

- 二 民主党代表選に立候補していた小沢一郎衆議院議員は、自由民主党在籍時代から永きにわたって、さま

ざまな中国との対話ルートを構築・維持していることは、広く知られているところであるが、菅内閣総理大臣は尖閣諸島沖漁船衝突事件の発生当時、同事件への対応について、小沢一郎衆議院議員と協議したことはあるか。また協議しなかったのであれば、それは如何なる理由からか、明らかにされたい。

右質問する。